

社団法人小江戸川越観光協会定款

(設立 平成 16 年 3 月 19 日)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人小江戸川越観光協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を埼玉県川越市に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、川越市における観光事業の振興及び地域の活性化を図り、もって地域文化の向上及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光振興及び観光客誘致事業
- (2) 他団体の実施する活動への支援及び能力開発事業
- (3) 観光施設などの運営及び受託事業
- (4) その他、公益目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 名誉会員 本会に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会したもの

(入会)

第 6 条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 名誉会員及び賛助会員は、入会金を納入することを要しない。

(会費)

第 8 条 正会員は、総会で別に定める会費を所定の納期までに納入しなければならない。

2 名誉会員は会費を納入することを要しない。

3 賛助会員は、賛助金を所定の納期までに納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 正会員又は賛助会員が次の各号のいずれかに該当するとき、及び名誉会員が第2号に該当するときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

(1) 会費又は賛助金を2年以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名にしようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長3人以内

(3) 専務理事1人(必要により置くことができる。)

(4) 常務理事1人(必要により置くことができる。)

(5) 理事(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)10人以上15人以内

(6) 監事2人又は3人

2 理事及び監事は、総会で選任する。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事会の議決に基づき本会の業務を処理する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、業務を処理する。

5 会長と法人の利益が相反する事項については、副会長又は専務理事が本会を代表する。

6 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

7 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員に対する報酬)

第16条 役員には報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、総会の議決により別に定める。

(名誉会長及び参与)

第17条 本会に必要な応じ、名誉会長及び参与を置くことができる。

2 名誉会長及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長及び参与は、会長の要請に応じ、本会の事業について必要な助言を行う。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の機能)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年2月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員現在数の5分の1以上からの会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号に掲げる場合を除いて、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第2号に掲げる場合には、同号の請求があった日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号に掲げる場合には、同号の請求があった日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の10日前までに会議の構成員に通知しなければならない。

ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めた場合には、この限りでない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第25条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第26条 会議の議事は、この定款に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 財産、事業計画等

(財産の構成)

第29条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 財産から生じる収入
- (7) その他の収入

(財産の管理)

第30条 財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、その事業年度開始の5日前までに総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から3ヶ月以内に総会の承認を得るものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告書等)

第33条 本会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認を得なければならない。

- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、埼玉県知事の許可を得て本会と類似の目的を有する団体に寄附する。

第7章 雑 則

(委任)

第36条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず設立許可のあった日から平成17年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、第32条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立により、川越市観光協会の会員は、第6条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、この法人の正会員となる。
- 6 本会の設立により、川越市観光協会の全ての資産、権利及び義務は、本会が包括的に承継する。

附 則

- 1 この定款は、埼玉県知事の認可があった日から施行する。
- 2 この定款は、平成19年5月31日より施行する。
- 2 この定款は、平成22年5月27日より施行する。